## ソシオロゴス

## 再審査施行細則 | 2005年9月21日制定

第1条 再審査を希望する投稿者は、最終の査読会議が終了した後、直ちに、再審査を希望するに至った経緯、理由等の要旨を、編集委員会に提出する。

第2条 編集委員会は、査読者両名を含む関係者に対して編集会議への出席を求め、出席 を得られない場合は文書等の形での意見表明を求める。

第3条 投稿者は編集会議において自ら再審査を希望する旨を表明する。

第4条 編集会議は、再審査を希望する投稿者および出席した関係者の意見、ないし文書等の形で表明された関係者の意見に基づき、当該再審査要求の正当性について議論した上で、編集会議としての見解を議決し、委嘱委員の中から、専門分野等を考慮して第三査読者を選定する。

第5条 投稿者は、編集会議において定められた期日までに、再審査要求に至った経緯、 理由等を明記した申立書を、編集委員会に提出する。編集委員会はその申立書を査読者両 名に回覧する。

第6条 査読者両名は、編集会議において定められた期日までに、投稿者の提出した申立書について、それぞれの見解を明記した意見書を編集委員会に提出する。

第7条 編集委員会は、投稿者の申立書、両査読者の意見書、編集会議の見解、および編集会議に提出された投稿論文の最終原稿に、適宜補足資料を添えて、第三査読者に送付する。その後も、補足資料は、第三査読者の要求に応じて編集委員会が用意する。なお、投稿論文の最終原稿は、最後に開催された査読会議に提出された原稿とする。

第8条 第三査読者は、投稿者の申立書、両査読者の意見書、編集会議の見解、および補 足資料にもとづいて、再審査要求が正当であるか否かを判断し、その理由を添えて編集委 員会に回答する。

第9条 第三査読者は、投稿論文の掲載可・不可の判断を、再審査要求が正当であるか否かの判断の理由としてはならない。ただし、第三査読者が投稿論文を読むことを妨げない。

第10条 再審査要求を正当と判断した場合、第三査読者は、送付された最終原稿を査読 して掲載の可否を判断し、その理由を添えて編集委員会に回答する。

第11条 第三査読者の査読においては、修正を条件とした掲載可の判断は認められない。